

会議の名称	第54回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	平成29年11月9日(木) 14時00分～15時00分		
開催場所	市役所3階 3-1会議室		
出席者	(委員) 長田会長、曾根副会長、谷口委員、齋藤委員、山口委員		
	(事務局) 森山文書法制課長、白井情報公開係長、田口主事		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	1 諮問事項 ・諮問番号71「座間市個人情報保護条例の改正」 2 報告事項 ・条例第8条第3項の規定に基づく報告事項(新規、変更)		
資料の名称	第54回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	(会議結果) 1 諮問事項 ○審議の結果 諮問内容を適当なものと認める。 ○個別事項についての審査会の意見 ・要配慮個人情報の取扱制限 病歴、障害、健康診断の結果等現に取扱制限情報になっていない情報については、事務事業の執行に支障のない措置を講ずること。 ・非識別加工情報の提供の仕組みの規定 国及び他自治体の動向を注視し、必要があるときは導入の検討を行うこと。 2 報告事項 条例第8条第3項の規定に基づき報告された案件について、意見はない。		
	(会議内容) (事務局：森山) 定刻となりましたので、第54回個人情報保護審査会を開催します。本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。それでは会長から御挨拶をお願いします。 《会長挨拶》 (事務局：森山) ありがとうございました。それでは、座間市個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。 (会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いします。まず議題1の諮問事項について、事務局から説明をお願いします。		

諮問事項

《事務局説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。山口委員。

(山口委員) 条例の改正について、2. 改正を行う事項の取扱いを制限する情報について、病歴、障害、健康診断の結果等の定義を加えるとのことですが、従来の規定上ではどのような取扱いになるのでしょうか。

(事務局：白井) 配布してある座間市個人情報保護条例の解釈及び運用基準の4ページをご覧ください。現在の第7条の取扱いの制限では、(1) 思想、信条及び宗教、(2) 人種及び民族、(3) 犯罪歴、(4) 社会的差別の原因となる社会的身分となっており、この定義の中に加える形になります。条文の構成としては、取扱いの制限の全ての項目を要配慮個人情報として、2ページ第2条の定義へ要配慮個人情報の定義を加えたいと考えています。

(山口委員) 今まで、取扱いを制限する情報に入れていなかった病歴、障害等を加え、厳格に取扱うということによろしいですか。

(事務局：白井) そのとおりです。例えば、サービス、給付に関することは、その方の不利益になるところではないので、引き続き行っていくこととなりますが、それ以外の部分については原則取扱わないということになります。

(谷口委員) 事務局の説明では、要配慮個人情報の取扱いについて、個別に諮問を要しない取扱いとして類型化するということですが、どのような類型化を考えているのですか。

(事務局：白井) 現状で検討していますが、実際に障害があることで受けられる給付やサービスの提供といったような、障がい福祉課で行っている業務については類型化させていただいて、その後に新しい給付事業を開始するということであれば、類型化の諮問に基づいて、その後の諮問を省略させていただく方向で検討しています。

(谷口委員) 分かりました。次に非識別加工情報の関係ですが、改正を行わないことで、実際の業務との開きが出てこないのですか。

(事務局：白井) 県と市町村の研究会や県央地区での協議会も行っており、そのような会議で他市の状況が分かります。これらの状況も踏まえ、検討していくこととなります。併せて、規制改革推進会議で自治体の参加に向けた検討も行われているので、当市が参加できる枠組みができれば、条例を改正し積極的に参加していく方向もあると考えています。

(齋藤委員) 高市総務大臣が言っていましたが、マイナンバーカードの普及が思わしくないので、ポイントカードとしても利用できるように検討するという状

況です。そうした中で、マイナンバーも含めたビッグデータを国民のコンセンサスがない状況で、活用しようとして行政機関個人情報保護法には記載がありますが、立法事実が明らかになっていない中で、条例で規定するのはどうかというイメージを持ちます。

(事務局：白井) 神奈川県全域や政令市のように規模が大きければ大きいほどビッグデータの活用の見込みはあると考えています。民間事業者で活用していきたいデータとしては国民健康保険や介護保険等の医療関係が非常に多いと考えています。ただ、現状ではどれくらいのニーズがあるのか不明ですので、非識別加工情報の仕組みを導入する自治体の動向を注視しながら、参加しよう状況であるのか、また民間に提供することにより何らかの経済的効果があるのかという判断が他自治体からも出てくれば、当市でも活用の見込みはあると考えています。

(会長) ほかにありますか。なければ私から1点お願いします。条例改正についての県内自治体の集計について、情報公開条例における個人に関する情報の定義の改正とありますが、これはどのようなことですか。

(事務局：白井) 非識別加工情報を条例に載せた場合に、非識別加工情報を個人情報として取り扱わないという規定を情報公開条例の中で規定するということです。

(会長) 神奈川県はこの点について改正しないとなっていますが、どういうことですか。

(事務局：白井) 現状で、非識別加工情報を導入する予定がないので改正しないという判断になっていると思われます。

(会長) 非識別加工情報について、座間市は他自治体の様子を見ながら今後条例改正を含めた検討をしていくということによいですか。

(事務局：白井) そのとおりです。

(会長) 非識別加工情報の活用がポイントとなっている中で、自治体においては個人情報保護条例の改正が難しいという考えなのでしょう。

(事務局：白井) 国の説明会に参加していますが、国と自治体間に温度差があるので、国としても、規制改革推進会議を通じて自治体にアプローチしたいという意向があるように思われます。

(会長) 民間の団体が非識別加工情報を活用する場合、地方自治体はどのように対応することになるのですか。

(事務局：白井) 非識別加工情報を活用する場合は公募プロポーザルのような方式で、どういった情報をどのように使用したいのかという提案を受けることに

なります。その後、行政内部で加工が可能なのか、有益性があるのかを判断した上で、審査会で御意見をうかがうこととなります。

(会長) 分かりました。条例の改正についてのパブリックコメントは、今日の審査会の資料で行うということによいですか。

(事務局：白井) そのとおりです。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、採決を行います。諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、本件については可といたします。諮問事項については、以上とします。それでは、答申書案について事務局からお願いします。

《事務局説明》

(会長) 答申書案を皆様にお目通しいただきました後、採決を行います。

《委員 答申書案を確認》

(会長) それでは、答申書案について、御了承いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、答申書案を了承したこととします。

報告事項ア

(会長) それでは、議題2. 報告事項に移ります。報告事項アについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項アについては以上とします。

報告事項イ

次に、報告事項イについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項イについては以上とします。

会議の進行を事務局へお返しします

(事務局：森山) 御審議ありがとうございました。本日の審議は以上で終了しま

	す。次回の審査会は2月に開催いたします。 《閉会》
--	------------------------------

報告事項ア

個人情報取扱事務登録簿の新規登録（条例第8条第3項）報告事案

（別表1）

連番	登録担当課	登録理由	登録番号	事務の名称	登録年月日	取扱開始日	収集先	本人以外からの収集の根拠	個人情報を取り扱う目的	利用、提供先	利用、提供項目
1	企画政策課	新規事業	0201-121	市民総合賠償補償保険に関する事務	平成29年4月1日	平成29年4月1日	本人		事故報告書、保険金請求書の作成等のため	損保保険ジャパン日本興亜株式会社、保険代理店	氏名（未成年者の場合は保護者氏名）、性別、年齢、住所、電話番号、振込先口座、事故の発生状況、身体障害の程度・部位・症状、財物の所有者の氏名・住所
2	戸籍住民課	住民票等のコンビニ交付について、戸籍の交付が開始されることに伴い、市外在住者については事前登録が必要なため	0402-151	住民票等のコンビニ交付事務	平成29年10月1日	平成30年1月29日	本人		戸籍証明書交付の利用登録に当たり、申請者が本人であり、請求資格を有する者であることを確認するため	—	—

報告事項イ

個人情報取扱事務登録簿の変更登録（条例第8条第3項）報告事案

(別表2)

連番	登録担当課	主な変更理由	登録番号	事務の名称	変更年月日	変更等箇所	説明
1	戸籍住民課	住民票等のコンビニ交付について、戸籍関係の証明を追加する	0402-150	住民票の写し等のコンビニ交付事務	平成30年1月29日	事務の名称・根拠法令、システム	
2	市民税課	特別徴収者に送付する税額決定通知書にマイナンバーを記載する	0204-102	市民税賦課決定事務	平成29年1月1日	個人情報の項目、提供する個人情報の項目	特別徴収義務者に送付する税額決定通知書の書式が変更され、地方自治法に基づく総務省による技術的助言としてマイナンバーの記載を義務付けられることとなったことによる。
3	子ども育成課	相談業務に係る県と市の情報の連携を強化する	1002-015	母子自立支援員相談指導等に関する事務	平成29年11月1日	個人情報の収集、個人情報の提供	母子相談に基づく支援体制の強化のため、神奈川県と市の連携体制を構築し、県が受けた相談内容を本人の同意に基づき事前に市に情報提供することとなったことによる。